

関東学院大学経済学部履修規程

(平成11年3月27日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、関東学院大学学則（以下「学則」という。）に基づき、経済学部（以下「本学部」という。）における授業科目（以下「科目」という。）の履修及び単位の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(単位制度)

第2条 本学部における学修課程は、単位制度を採用する。

2 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の認定)

第3条 単位の認定は、試験によって行う。

2 試験については、別に定める試験規程に従う。

3 試験の成績は、秀・優・良・可・不可であらわし、可以上を合格とし、単位修得を認め、不可は不合格として単位修得を認めない。

4 試験規程第11条により、再試験は行わない。

5 修得した単位の取消しは認めない。

6 一度修得した科目（既得科目）を再履修することはできない。

7 当学期の成績表は、原則として次学期の初めに配付する。ただし、卒業査定対象者には、卒業有資格者発表日においても配付する。

(GPAの算出)

第3条の2 GPAは、成績評価の評語のうち、「秀」を4、「優」を3、「良」を2、「可」を1、「不可」を0に換算した数値をそれぞれの評価点とし、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た数値の合計を履修登録科目の総単位数で除して算出することとする。

2 前項の算出には、成績評価の評語が「認」、「合」の科目、諸課程（教職・司書）開講科目、自由科目及び第20条第11号に該当する科目の単位数は含まないこととする。

(新入生の既修得単位の認定)

第4条 大学または短期大学を卒業または中退し、新たに本学部の第1セメスターに入学した学生の既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、60単位を超えない範囲で本学部の単位として認定することがある。

2 本学と教育交流を行う高等学校の生徒が、本学特別履修生として修得した科目は、単位を認定することがある。

3 前項の単位認定は入学年度の4月に行う。

4 単位認定を希望する者は、春学期の履修登録提出日までに教務課へ申し出なければならない。

(編入学生の既修得単位の認定)

第5条 編入学生が編入学前の大学等で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、一定の基準により、本学部の単位として認定する。

(第3年次への進級要件)

第6条 削除

(卒業の要件)

第7条 本学部で8セメスター以上在学し、卒業所要単位数（各科目の構成要件及び総単位数）を修得した者は、教授会の議を経て卒業と認め、本学学位規則に定めるところにより学士の学位を授与する。ただし、諸課程（司書）開講科目及び自由科目の単位は、卒業所要単位数に算入することができない。

2 学則第9条の2第2項に規定する授業の方法により修得した単位については、60単位を限度に前項の卒業要件として認定し、これを超えた単位は自由科目として認定する。

(科目の区分)

第8条 科目の区分は次の各号による。

- (1) 2024年度以降の入学生に適用する科目区分
(スポーツインスティテュート履修生のみ)

科目区分		細目分類	
共通科目	キャリア科目	全学キャリア科目／学部キャリア科目	
	総合科目	総合基礎科目	
	外国語科目	選択必修英語A／選択英語A／選択必修英語B ／選択英語B／英語以外の外国語	
専門科目 (専門分野3コース)	法学科目		
	経済学科目	コース共通科目	入門科目／基礎科目／発展科目 ／プレミアム科目
		コース科目	コース科目／プレミアム科目
	スポーツインスティテュート科目	基礎科目／関連科目	

- (2) 2021年度以降の入学生に適用する科目区分

科目区分		細目分類	
共通科目	キャリア科目	全学キャリア科目／学部キャリア科目	
	総合科目	地域科目／総合基礎科目／総合テーマ科目	
	外国語科目	選択必修英語A／選択英語A／選択必修英語B ／選択英語B／英語以外の外国語	
専門科目 (専門分野3コース)	法学科目		
	経済学科目	コース共通科目	入門科目／基礎科目／発展科目 ／プレミアム科目
		コース科目	コース科目／プレミアム科目
	専門ゼミナール	ゼミナール	

- (3) 2018年度～2020年度の入学生に適用する科目区分

科目区分		細目分類	
共通科目	キャリア科目	全学キャリア科目／学部キャリア科目	
	総合科目	地域科目／総合基礎科目／総合テーマ科目	
	外国語科目	選択必修英語A／選択英語A／選択必修英語B ／選択英語B／英語以外の外国語	
専門科目 (専門分野3コース)	法学科目		
	経済学科目	コース共通科目	入門科目／導入科目／基礎科目／発展科目
		コース科目	コース科目／プレミアム科目
	専門ゼミナール	ゼミナール	
専門科目 (複合2コース)	法学科目		
	経済学科目	コース共通科目	入門科目／導入科目／基礎科目／実践経済科目／グローバル人材育成プログラム科目
		コース科目	コース科目／発展科目
	複合テーマ科目	コース共通科目	基本科目／グローバル人材育成プログラム科目
		コース科目	コース科目／GP海外科目
	専門ゼミナール	ゼミナール	

(4) 2015年度～2016年度の入学生に適用する科目区分

科目区分		細目分類	
共通科目	キャリア科目	全学キャリア科目／学部キャリア科目	
	総合科目	総合基礎科目／総合テーマ科目	
	外国語科目	選択必修英語A／選択英語A／選択必修英語B ／選択英語B／英語以外の外国語	
専門科目	法学科目		
	経済学科目	コース共通科目	入門科目／導入科目／基幹科目A／実践 経済科目／グローバル人材育成プログラ ム科目／基幹科目B
		コース科目	
	経営学科目	基本科目	入門科目／経営系科目／商学系科目／会 計系科目／情報系科目／グローバル人材 育成プログラム科目
		コース科目	
		実践系科目	実践ビジネス科目／現代ビジネス講座／ 資格取得講座
	専門ゼミナール	ゼミナール	

(卒業所要単位数)

第9条 卒業所要単位数（各科目の構成要件及び総単位数）は、次の各号による。

経済学科の卒業所要単位数

① 2024年度以降の入学生（スポーツインスティテュート履修生のみ）

科目区分		各科目の構成要件（最少必要単位数）		必要総単位数	
共通科目	キャリア科目	キャリア科目より 4 単位		4 単位以上	
	総合科目	必修科目 2 科目 2 単位		4 単位以上	
		総合基礎科目より 2 単位			
	外国語科目	選択必修英語 A より （選択英語 A で代替可） 4 単位		12 単位以上	
		選択必修英語 B より 8 単位 （ただし、選択英語 B で代替可。 また、4 単位まで「英語以外の外国語」で代替可）			
専門科目	（産業・金融、公共経済、国際経済コース）	法学科目	法学科目より 4 単位	4 単位以上	
		経済学科目	コース共通科目	16 単位 基礎科目、入門科目より （ただし、基礎科目より 10 単位を含む）	50 単位以上
			発展科目より 18 単位 （ただし、「特別履修」の場合はプレミアム科目より 6 単位以上を含む）		
			コース科目	16 単位 （ただし、「特別履修」の場合はプレミアム科目より 6 単位以上を含む）	
スポーツインスティテュート科目		基礎科目より 10 単位		30 単位以上	
		基礎科目、関連科目より 20 単位			
自主選択科目		20 単位 （発展科目またはコース科目 6 単位以上を含む）		20 単位以上	
総単位数				124 単位以上	

② 2021年度以降の入学生

科目区分		各科目の構成要件（最少必要単位数）		必要総単位数
共通科目	キャリア科目	キャリア科目より4単位		4単位以上
	総合科目	地域科目2単位		24単位以上
		必修科目2科目2単位		
		総合基礎科目より10単位		
		総合テーマ科目より10単位		
	外国語科目	選択必修英語Aより（選択英語Aで代替可）4単位		12単位以上
選択必修英語Bより（ただし、選択英語Bで代替可。 また、4単位まで「英語以外の外国語」で代替可）8単位				
専門科目	法学科目	法学科目より4単位		4単位以上
	（産業・金融、公共経済、国際経済コース）	経済学科目	コース共通科目16単位 基礎科目、入門科目より（ただし、基礎科目より10単位を含む）	50単位以上
			発展科目より18単位 （ただし、「特別履修」の場合はプレミアム科目より6単位以上を含む）	
		コース科目16単位 （ただし、「特別履修」の場合はプレミアム科目より6単位以上を含む）		
	専門ゼミナール		ゼミナール1～510単位 （ゼミナール非修了者は0単位）	10単位 （ゼミナール非修了者は0単位）
自主選択科目		20単位 （発展科目またはコース科目6単位以上を含む） （ゼミナール非修了者は36単位※発展科目またはコース科目6単位以上を含む）		20単位以上 （ゼミナール非修了者は36単位）
総単位数				124単位以上 （ゼミナール非修了者は130単位）

③ 2018年度～2020年度の入学生

科目区分		各科目の構成要件（最少必要単位数）		必要総単位数	
共通科目	キャリア科目	キャリア科目より 4 単位		4 単位以上	
	総合科目	地域科目 2 単位		左記修得単位を含めて 24 単位以上	
		必修科目 2 科目 2 単位			
		総合基礎科目より 8 単位			
		総合テーマ科目より 8 単位			
	外国語科目	選択必修英語 A より （選択英語 A で代替可） 4 単位		12 単位以上	
選択必修英語 B より （ただし、選択英語 A および選択英語 B で代替可。 また、4 単位まで「英語以外の外国語」で代替可） 8 単位					
	法学科目	法学科目より 4 単位		4 単位以上	
専門科目	A （産業・金融、公共経済、国際経済コース）	経済学科目	コース 共通科目 16 単位 基礎科目、入門科目、導入科目より （ただし、基礎科目より 10 単位を含む）	※A：50 単位以上 ※B：58 単位以上 ※選択したコースのなかから取得	
			18 単位 発展科目より （ただし、「特別履修」の場合はプレミアム 科目より 6 単位以上を含む）		
		コース 科目 16 単位 （ただし、「特別履修」の場合はプレミアム 科目より 6 単位以上を含む）			
	B （ワーク＆ライフ、国際化と地域社会コース）	経済学科目	コース 共通科目 18 単位 入門科目、導入科目、基礎科目、実践経済 科目、グローバル人材育成プログラム科目 より（ただし、基礎科目より選択必修科 目 10 単位を含む）		
			16 単位 コース科目 （ただし、4 単位まで G P 科目で代替可）		
		複合テーマ科目	コース 共通科目 12 単位 基本科目、グローバル人材育成プログラム 科目より （ただし、選択必修科目 6 単位を含む）		
			12 単位 コース科目 所属コース科目より （ただし、選択必修科目 10 単位を含む）		
			専門ゼミナール ゼミナール 1～5 10 単位 （ゼミナール非修了者は 0 単位）		
	自主選択科目		A：20 単位 （発展科目またはコース科目 6 単位以上を含む） （ゼミナール非修了者は 36 単位※発展科目また はコース科目 6 単位以上を含む） B：12 単位 （ゼミナール非修了者は 28 単位）		
	総単位数		124 単位以上 （ゼミナール非修了者は 130 単位）		

※A：産業・金融、公共経済、国際経済コースを選択した場合の必要単位数

※B：ワーク&ライフ、国際化と地域社会コースを選択した場合の必要単位数

※コース選択の際に「特別履修」の選択が可能

④ 2015年度～2016年度の入学生

科目区分		各科目の構成要件（最少必要単位数）		必要総単位数
共通科目	キャリア科目	キャリア科目より 4 単位		4 単位以上
	総合科目	必修科目 2 科目 2 単位		左記修得単位を含めて 24 単位以上
		総合基礎科目より 10 単位		
		総合テーマ科目より 8 単位		
	外国語科目	選択必修英語 A より （選択英語 A で代替可） 4 単位		12 単位以上
		選択必修英語 B より 8 単位		
（ただし、選択英語 A および選択英語 B で代替可。 また、4 単位まで「英語以外の外国語」で代替可）				
専門科目	法学科目	法学科目より 4 単位		64 単位以上 （ゼミナール非修了者は 54 単位）
	経済学科目	コース 共通 科目	16 単位	
			基幹科目 A、入門科目、導入科目より （ただし、基幹科目 A より 10 単位を含む）	
			16 単位	
			基幹科目 B、実践経済科目、グローバル人材育成プログラム科目より	
		コース科目	14 単位	
	経営学科目	経営学科目（経営学入門を除く） 4 単位		
専門ゼミナール	ゼミナール 1～5 10 単位 （ゼミナール非修了者は 0 単位）			
自主選択科目		20 単位 （ゼミナール非修了者は 36 単位）		20 単位以上 （ゼミナール非修了者は 36 単位）
総単位数				124 単位以上 （ゼミナール非修了者は 130 単位）

(専門ゼミナールの履修)

第10条 専門ゼミナールの履修については、次の各号による。

- (1) 専門ゼミナールの選択登録は、第3セメスター（原則として春学期）に行う。ただし、秋学期に2年次（第3セメスター）に進級する学生は第4セメスター（春学期）に行うことができる。
- (2) 専門ゼミナールは、開講するすべての専門ゼミナールの中から履修することができる。
- (3) 専門ゼミナールは10単位を第4セメスター以降、原則として同一教員の専門ゼミナールを継続履修するものとする。
- (4) 前セメスターに「ゼミナール4」「ゼミナール5」の単位をそれぞれ修得できなかった者は、自動的にゼミナール修了者の構成要件が適用され、ゼミナールを継続履修することになる。
- (5) 2021年度以降の入学生で、「ゼミナール1」、「ゼミナール2」、「ゼミナール3」の単位をそれぞれ修得できなかった者は、ゼミナールの継続は認められない。この場合、それまでに単位修得していた「ゼミナール1・2」の単位は自主選択科目となり、卒業所要単位に算入できる。
- (6) 2015年度から2020年度の入学生で、「ゼミナール1」、「ゼミナール2」、「ゼミナール3」の単位をそれぞれ修得できなかった者は、ゼミナールの継続は認められない。この場合、それまでに単位修得していた「ゼミナール1・2」の単位は自由科目となり、卒業所要単位に算入されない。

(ゼミナール非修了者の扱い)

第11条 ゼミナール非修了者の履修については、次の各号による。

- (1) ゼミナール非修了者は、専門ゼミナール10単位の代わりに自主選択科目を16単位追加で履修しなければならない。ゼミナール非修了者の卒業所要単位数は130単位となる。
- (2) 「ゼミナール1～3」の単位を修得できなかった者には、翌セメスターから自動的にゼミナール非修了者の構成要件が適用される。
- (3) 第10条第4号に該当する者が、ゼミナール非修了者の構成要件の適用を希望する場合、当該セメスターの履修登録期間内に「ゼミナール履修取消願」を教務課に提出し、教務委員会の承認を得なければならない。
- (4) 「ゼミナール履修取消願」が承認された者には、承認されたセメスターからゼミナール非修了者の構成要件が適用される。この構成要件を過去に遡って適用することはできない。
- (5) 「ゼミナール履修取消願」を提出し承認された者が、当該セメスターにゼミナールの代わりに別の科目を追加で履修することはできない。
- (6) 2021年度以降入学生で、ゼミナール非修了者の構成要件が適用されると、当該学生がそれまでに修得した「ゼミナール1～4」の単位はすべて自主選択科目となり、卒業所要単位に算入できる。
- (7) 2015年度から2020年度入学生で、ゼミナール非修了者の構成要件が適用されると、当該学生がそれまでに修得した「ゼミナール1～4」の単位はすべて自由科目となり、卒業所要単位に算入されない。
- (8) ゼミナール非修了者の構成要件が適用された者が、再度ゼミナールを履修することはできない。

(他学部科目の履修)

第12条 指定されている他学部の授業科目を履修する場合は、履修登録期間に所定の方法で教務課に申請しなければならない。

2 前項で修得した単位は、卒業所要単位の自主選択科目として認定する。ただし、16単位を超えることはできない。

(副専攻課程への履修)

第12条の2 他学部が設置する副専攻課程を履修する場合は、春学期履修登録時に所定の副専攻履修願いを教務課へ提出し、許可を受けなければならない。

2 前項で修得した単位は、卒業所要単位の自主選択科目として認定する。ただし、前条第2項に定める単位と合わせて16単位を超えることはできない。

(他の大学における授業科目の履修等)

第13条 横浜市内大学間単位互換協定大学で単位互換履修生として、授業科目を履修し修得した単位は、本規程第4条第1項および第2項に定める単位と合わせて60単位を超えない範囲で本学部の単位として認定することがある。

2 前項の単位は、卒業所要単位の自主選択科目として認定することができる。ただし、本規程第12条第2項に定める単位と合わせて16単位を超えることはできない。

3 札幌学院大学との協定による単位互換特別履修生については別に定める。

(海外語学研修の単位認定)

第13条の2 本学の国際センターが主催する語学研修については、各外国語1回に限り、卒業所要単位として認定する。ただし、第12条第2項及び第12条の2第2項に定める単位と合わせて16単位を超えることはできない。

(教職課程に関する科目の単位認定)

第14条 諸課程(教職課程に関する科目)については、卒業所要単位の自主選択科目として認定する。ただし、第12条第2項、第12条の2第2項、第13条第2項及び第13条の2に定める単位と合わせて16単位を超えることはできない。

(留学により修得した単位の認定)

第15条 学生が、別に定める「学生の外国留学に関する規程」に基づき、留学により修得した単位は、本規程第4条第1項、第2項および第13条第1項に定める単位数と合わせて60単位を超えない範囲で本学部の単位として認定することがある。

(大学以外の教育施設等における学修による単位認定)

第16条 大学以外の教育施設等における学修として、各種資格・検定試験により修得した資格及び成績は、本規程第4条第1項、第2項、第13条第1項および第15条に定める単位数と合わせて60単位を超えない範囲で本学部の単位として認定することがある。

(外国人留学生科目の履修)

第17条 外国人留学生を対象に外国人留学生科目を開設する。

2 外国人留学生科目を履修し修得した単位は、「授業科目配当表」の科目区分により、卒業所要単位数として算入することができる。

(転部・転科・再入学・復学生の履修)

第18条 転部・転科の学生または退学後に再入学した学生の履修については、原則として転入または再入学した年次の履修規程を適用する。

2 休学した学生が復学する場合の履修については、休学時の履修規程を適用する。

(編入学生の履修)

第19条 編入学生の履修については、編入年次の履修規程を適用する。

(履修登録手続き)

第20条 履修登録の手続きは、次の各号による。

(1) 年度末または年度初めに期日を定め、履修要綱、授業概要を配布し、履修指導を行う。

(2) 当該年度に履修するすべての科目を「Web履修システム」または「履修登録届用紙」を用いて申請し、所定の期日までに登録を完了しなければならない。

(3) 秋学期初めに期日を定め、秋学期履修登録の変更を受け付ける。

(4) 所定の期日以後は、原則として履修登録を受け付けない。ただし、履修登録遅延の理由について、学部長がやむを得ないと認めた場合に限り、履修登録を認めることがある。この場合でも、春学期もしくは秋学期全授業期間の3分の1を経過したときは認めることができない。

(5) 第4セメスター開講科目「ゼミナール1」を必ず履修登録しなければならない。ただし、秋学期に2年次(第3セメスター)に進級する学生は、第5セメスターにおいて履修することができる。「ゼミナール1」の履修登録は、面接による可否結果等に基づき教務課が行う。

(6) 第1セメスター開講科目の「基礎ゼミナール」及び「KGUキャリアデザイン入門1・2」並びに第2セメスター開講科目の「プレゼミナール」を必ず履修登録しなければならない。

(7) 第1セメスター開講科目「経済学入門」を必ず履修登録しなければならない。

(8) 申請した履修登録科目は、所定の期日に「Web履修システム」または「学生ポータルシステム」で確認をしなければならない。登録内容に不備がある場合は所定の期間内に修正の手続きをしなければならない。

(9) 履修未登録科目を受講し、試験を受けても単位を修得することはできない。

(10) 履修登録申請後に、科目の追加・変更は、原則として認めない。

(11) 春学期及び秋学期に期日を定め、履修登録科目の取消しを申請することができる。なお、履修登録の取消しを申請できない科目については別に定める。また、履修取消しをした科目の代わりに新たに科目を履修することはできない。

(履修登録制限単位数)

第21条 各学期における履修登録制限単位数は22単位とする。

2 次の各号に該当する場合は、前項の限りではない。

(1) 第4セメスターに限り、履修登録制限単位数は24単位とする。

(2) 「海外語学演習[英語]」、「海外語学演習[中国語]」、「海外語学演習[韓国語]」、「海外語学演習[フランス語]」、「海外語学演習[ドイツ語]」、「KGU インターンシップ1(事前指導)」、「KGU インターンシップ2(実習)」、「KGU インターンシップ2(長期実習)」、「国際インターンシップ[国内]」及び「国際実務実習」の単位は、履修登録制限単位数に算入しない。

(3) 諸課程（教職・司書）開講科目の単位及び諸課程に関わる単位取得のための他学部開講科目の単位は、履修登録制限単位数に算入しない。ただし、教科に関する本学部の専門科目の単位は、履修登録制限単位数に含まれる。

(4) 特別履修選択者は、第3セメスター以降、直近のセメスターにおいて以下の条件を全て満たす場合、履修上限単位数を超えて最大4単位まで追加で科目を履修できる。

① GPAが2.8以上である。

① 修得単位数が19単位以上である。

追加で履修できる科目は、第3セメスターを除き、原則として「プレミアム科目」に限定する。留学を行う為に直近のセメスターを休学した学生は、留学前のセメスターにおいて上記の条件を満たしている場合、上限単位数の緩和が適用される。

（履修登録に関する細目）

第22条 履修登録に際しては次の各号に従うものとする。

(1) クラスを指定される科目については、指定されたクラス以外で履修することは、原則として認めない。

(2) 配当セメスターに従って履修することとし、上級セメスター配当科目はそのセメスターに達していない者は履修することができない。

(3) 同一講時に2科目以上の科目を登録した場合は、それらの科目をすべて無効とする。なお、「ゼミナール1」については、ゼミナール決定後、ゼミナール開講講時に他の科目が重複した場合は、ゼミナールを優先し、重複した科目の履修登録を無効とする。

(4) 名称変更の科目については、旧名称で単位を修得している場合、これを再び登録することはできない。また、登録し単位を修得してもその単位は無効とする。

(5) 特定の科目については、同じ科目名でも科目名のあとに[]で示される講義テーマが異なる場合、それぞれ別の科目として履修することができる。

(6) 教育目標又は履修目標を明確にするために学科内に設けられたコース及び特別履修の選択をする。この場合において、コース及び特別履修の選択と変更は次のとおりとする。

① 第3セメスター履修登録時に在籍する学科のいずれかのコースを選択し、登録しなければならない。

② コースの変更は原則として認めないが、第4セメスター、または第5セメスター履修登録時のいずれかにコースの変更を認めることがある。この場合には所定のコース登録変更願を教務課へ提出し、許可を受けなければならない。

③ 特別履修の選択は、原則として第3セメスター履修登録前に特別履修登録願を教務課へ提出し、許可を受けなければならない。

(7) 金沢八景キャンパス開講科目と横浜・関内キャンパス開講科目を連続して履修することはできない。また、キャンパス間の移動時間として、1講時以上をあげなければならない。ただし、学部が別に定めた科目は除く。

（規程の改廃）

第23条 この規程の改廃は、経済学部教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年3月23日に改正し、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年3月8日に改正し、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年2月14日に改正し、平成14年4月1日から施行する。ただし、第6条については、平成14年2月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年6月6日に改正し、平成14年4月1日に遡り施行する。

附 則

この規程は、平成14年12月12日に改正し、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年2月27日に改正し、平成15年4月1日から施行する。ただし、第9条については、平成15年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年2月26日に改正し、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2005年（平成17年）2月10日に改正し、2005年（平成17年）4月1日から施行する。

2 改正後の第3条の規定は、2005年度以降の入学生に適用し、2004年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、2006年（平成18年）2月9日に改正し、2006年（平成18年）4月1日から施行する。

2 改正後の第10条、第11条、第12条、第13条、第17条1項、第19条、第21条6号、第21条7号、第22条2項1号及び第23条3号の規定は、2006年度以降の入学生に適用し、2005年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2007年（平成19年）3月15日に改正し、2007年（平成19年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008年（平成20年）6月19日に改正し、2009年（平成21年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年（平成22年）9月9日に改正し、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2011年（平成23年）2月9日に改正し、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

2 改正後の第21条第5号及び第6号の規定は、2011年度以降の入学生に適用し、2010年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2011年（平成23年）7月21日から改正施行する。

附 則

この規程は、2012年（平成24年）3月15日に改正し、2012年（平成24年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年（平成25年）2月25日に改正し、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年（平成27年）2月20日に改正し、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年（平成28年）4月14日から改正施行する。

附 則

この規程は、2017年（平成29年）3月27日に改正し、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年（平成30年）3月1日に改正し、2018年（平成30年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年（平成31年）3月13日に改正し、2019年（平成31年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年（令和元年）7月23日に改正し、2020年（令和2年）4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2020年（令和2年）6月23日に改正施行する。

2 改正後の第9条第1項第1号の規定は、2018年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2020年（令和2年）12月4日に改正し、2020年（令和2年）12月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年（令和3年）2月1日に改正し、2021年（令和3年）4月1日から施

行する。

附 則

この規程は、2021年（令和3年）6月30日から改正施行する。

附 則

この規程は、2022年（令和4年）4月28日から改正施行し、改正後の第8条から第10条まで、第20条第6号及び第22条第6号の規定は、2022年（令和4年）4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2023年3月31日に改正し、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年3月21日に改正し、2024年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年3月31日に改正し、2025年4月1日から施行する。